

山下久康税理士事務所



峠のぶくろう通信

雀らも真似して飛ぶや渡り鳥 (一茶)

ハイライト:

- 事務所内だけでなく、外部からの記事も寄せられています。今回はタメになる話ばかりですよ！

一年のうちでもっとも暑い盛りに鳴くみんな蝉の声を耳にしなかったように思います。夏が来ないまま、すでに初秋の気配が漂っています。夏型の気圧配置がくずれ、寒冷前線が南下してくると、梅雨時に似た曇雨天の天候、霖雨の季節になります。霖雨は、夏の名残の荒さのみられる雨で、本格的な秋晴れにはもう少しの時が必要です。

国内経済は、景気の底入れを示唆する指標が出されるなど、景気の先行きに期待感が高まっています。大企業を中心に設備投資に前向きな動きが出ているとの見方もあって、民間調査機関の2003年度の経済予測も上方修正されました。しかし、2004年度については見方が分かれており、中小企業を取り巻く経済環境が改善するまでには、まだ相当の時間を要するものと思われます。

金川千尋氏（信越化学工業㈱社長）はその著書『社長が戦わなければ会社は変わらない』（東洋経済新報社刊）において、「不況のなかで利益を出し

続けるには、高い経営力と、市況の変化に常に備えるという厳しい心構えが必要となります。経営者がこの要求を満たし、必死に戦うことなしには、この厳しい時代に生き残り、発展を続けることは出来ないのです。」と述べられています。

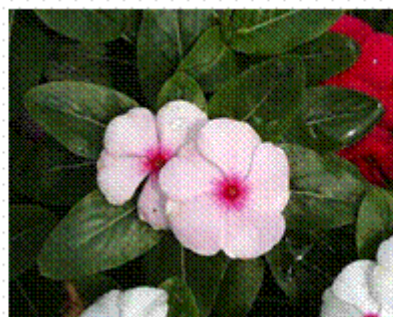
また、「疾風に勁草を知る」という言葉を引かれ、「苦しいときこそ、その企業がどれほど

の強さを持っているのかが試されている」このために「不況下では、企業は自らの体質を強化しなければ生き残れず」「そのカギを握るのは、経営者なのだ」とも記しています。

そこで中小企業の経営革新、黒字決算支援活動を展開するTKC東京中央会においても、来たる9月4日（木）お台場のホテル日航東京において、恒例の秋期大学を開催することになりました。髙伊トヨーカ堂CEO鈴木敏文氏による特別講演「トップダウン経営の極意」やTV等で馴染みの岡野雅行氏の「不可能を可能にする経営哲学」その他にも「中小企業よ、

目次:

秋期大学 開催せまる!	2
お宝を探してみませんか	3
こんどは30万円になりました	4
都市の夜景 第11回	5
株の取引が便利に?!	6
消費税改正 事例編	7
相続税のはなし	9
旅館の朝食でスタート	11
通が語るディズニーランド	12
いんふおめーしょん	鏡



攻めの経営に徹しなさい。」「中小企業の経営改善支援」など、元気の出る実務に直結した講演をご用意いたしました。多くの経営者の皆様のご参加をお待ちいたしております。ご参加の希望者にはチケットをお届けいたします。

会計基準の変更や商法の改正を受け、税制についても、関連する税法や通達の改正が相次いで行われています。景気刺激対策としての減税措置だけでなく、財源確保のための増税に繋がる政策も出されています。

身近なところで影響を受けそうな改正について取り上げてみました。消費税の改正など、実務の対応如何によっては運転資金の負担増となる場合もありますので、事前に検討しておきたいものです。



第6回 秋期大学 開催せまる!

～よみがえれ 中小企業!!～



I ♥ ニッポン
よみがえれ 中小企業!!

TKC会館では、その開催するネットワーキング、ノウハウを最大限活用し、中小企業の経営革新、競争力を支援いたします。

日時 2003年9月4日(木)
会場 ホテル日航東京(有明)

平成15年9月4日(木) 開催

お台場ホテル日航東京にて

特別講演

15:00~16:30

(株)イトーヨーカ堂 CEO 鈴木敏文氏

講演

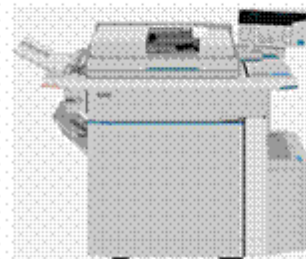
16:45~18:15

1. 岡野工業(株) 代表取締役社長 岡野雅行氏
2. 経済産業省・企画部長 藤 和彦氏
3. 信金中央金庫総研 主任研究員 長山宗広氏

今年も豪華な顔ぶれで、中小企業に熱きエールを送ってくれることでしょう!

お宝を探してみませんか

最近、プリンターとコピーとファックスが一体化したデジタル複写機をよくみかけるようになりました。一台3役でスペースの省エネにもなりますし、パソコンからのプリントアウトも楽々です。カラー版ともなれば、便利さは一層です。



オフィスには、パソコンはもちろんのこと、上記のようなIT機器がかなり増えてきました。コピー機などは本体価格が高いため、メンテナンスのことも考慮して、リース契約による賃借が主流のようです。

さて、先般の税制改正で、情報通信機器を新たに取得した場合や新規にリースを組んだ場合には、特別償却あるいは税額控除が認められる制度が創設されました。リースの場合には、税額控除しか選べませんが、月額どれくらいのリース料なら該当するのでしょうか。リース費用の総額が200万円以上というのが条件となります。仮に4年契約として48回払いとすると、月額は41700円程度になります。あーそれならだめだと諦めないでください。



そのほかにも、パソコンやファックス、IP電話などのデジタル機器などの全体のリース料を合わせて200万円以上になればオーケーです。また、販売管理ソフトなどのソフトウェアも対象となります。ソフトウェアの場合には、リース費用の総額が100万円以上の場合に該当します。

認められる税額控除は、リース費用の総額の60%相当額について、10%の税額控除です。税額控除の上限は、法人税額の20%ですが、超過額については、1年間の繰越しが認められます。

認められるリース契約には、いくつかの条件があります。①リース期間は、4年以上であること、②リース期間が情報通信機器の耐用年数を超えないこと、③リース料が、均等額で定期的に支払われること、などです。



さっそく、リース契約書等を整理してファイリングしましょう。その中にお宝が見つかるかもしれません。探すのは、その事業年度内に新たに賃借したリース物件です。パソコン、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーターまたはスイッチ、デジタル回線接続装置などのIT機器、そしてソフトウェアです。



リースを中心として説明してきましたが、購入した場合にも、同様です。取得した場合には、50%の特別償却と10%の税額控除の選択が可能です。取得金額の要件は、IT設備等の合計額が140万円以上、ソフトウェアならば70万円以上です。

ITの導入で事務の効率化をしたら、おまけで税制上の特典が受けられるかもしれませんので、くれぐれもお忘れになりませぬように。

(ねもと)

こんどは30万円になりました

～30万円未満減価償却資産の損金算入の特例～

平成15年の税制改正により創設された「30万円未満減価償却資産の損金算入の特例」について、Q&A方式で内容をみていきましょう。



Q：そもそもどんな内容なのですか？

固定資産で取得価額が30万円未満のものについては、一括して経費にすることが可能という内容です。

Q：どの会社でも適用を受けることができるのですか？

残念ながら全ての会社が適用を受けられるわけではありません。この適用を受けることができるのは、「資本金・出資金が1億円以下の会社（※）」に限定されています。

※資本金1億円超の会社の子会社になっている場合等、適用を受けられないケースもあります。

Q：いつからこの適用を受けられるのですか？

すでに受けることができます。具体的に言いますと、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に固定資産を取得すると適用できることになっています。

Q：以前から取得価額が10万円、20万円を区切りにして似たような規定があったと思うのですが？

確かにあります。今回の改正との関係を整理してみますと…、

[改正前]

固定資産の取得価額が、

10万円未満→ 全額経費にすることが可能。

20万円未満→ 一括償却資産として処理（その事業年度中の20万円未満の償却資産を一括して3年間で均等に経費処理）することが可能。

[改正後]

固定資産の取得価額が、

10万円未満→ 全額経費にすることが可能。

20万円未満→ 一括償却資産として処理することが可能。

もしくは

30万円未満→ 全額経費にすることが可能。



(次頁へ→)

Q： 償却資産税の取扱いも含めて、具体的に教えて下さい
 前頁の内容をまとめますと次のようになります。

この表から、経理方法の違いによって、法人税だけでなく、地方税である償却資産税の課税関係も異なってしまうことがおわかりになるかと思えます。

取得価額	選択できる経理方法 - 国税の取扱い -	償却資産税の課税 - 地方税の取扱い -
10万円未満	経費処理	×(課税されない)
	資産計上	○(課税される)
10万円以上 20万円未満	一括償却資産	×
	資産計上	○
	経費処理 (改正)	○
20万円以上 30万円未満	資産計上	○
	経費処理 (改正)	○
30万円以上	資産計上	○



本規定について知っておいていただきたいことは、処理方法の選択が多岐にわたるようになったこと、また、国税（法人税）では経費処理できても、地方税（償却資産税）では税金が課されてしまうというようにバランスがとれていない、ということです。

最終的には、それぞれの企業の財務内容に応じて経理方法を選択することになります。
 (たかはし)

都市の夜景 第11回 上海



中国は上海の浦東地区の夜景です。中国発展の最も実感できる場所です。夜景ともなると、昼間とはまた違った感慨が湧いてきます。

発展のスピード、規模の大きさ、この国の「未来」よりも「大きさ」を感じます。

Photo by Hiroyuki Takaoka

株の取引が便利になったらいい!?

低迷していた株価も8月15日には日経平均1万円の大台まで回復し、ようやく復調の兆しを見せ始めています。しかしながら、株式市場が安定して動くにはまだ時間がかかりそうです。

ところで、昨年からの新しい証券税制が動き出していますが、その中で今回は、証券会社の特定口座についてお話ししましょう。

通常、個人が上場株式等を売却すると確定申告をすることになっています。しかし、新証券税制では証券会社で特定口座を開設すると「確定申告が不要」または「簡易な申告」によることでその手続きを簡便にすることができます。

●確定申告が不要!?

証券会社に特定口座を設け、その中で株式の売買を行うと、利益が発生した場合、その譲渡の都度、利益の10%（所得税7%地方税3%）平成19年からは20%（所得税15%地方税5%）が源泉徴収され、確定申告はしなくてもよいことになりました。

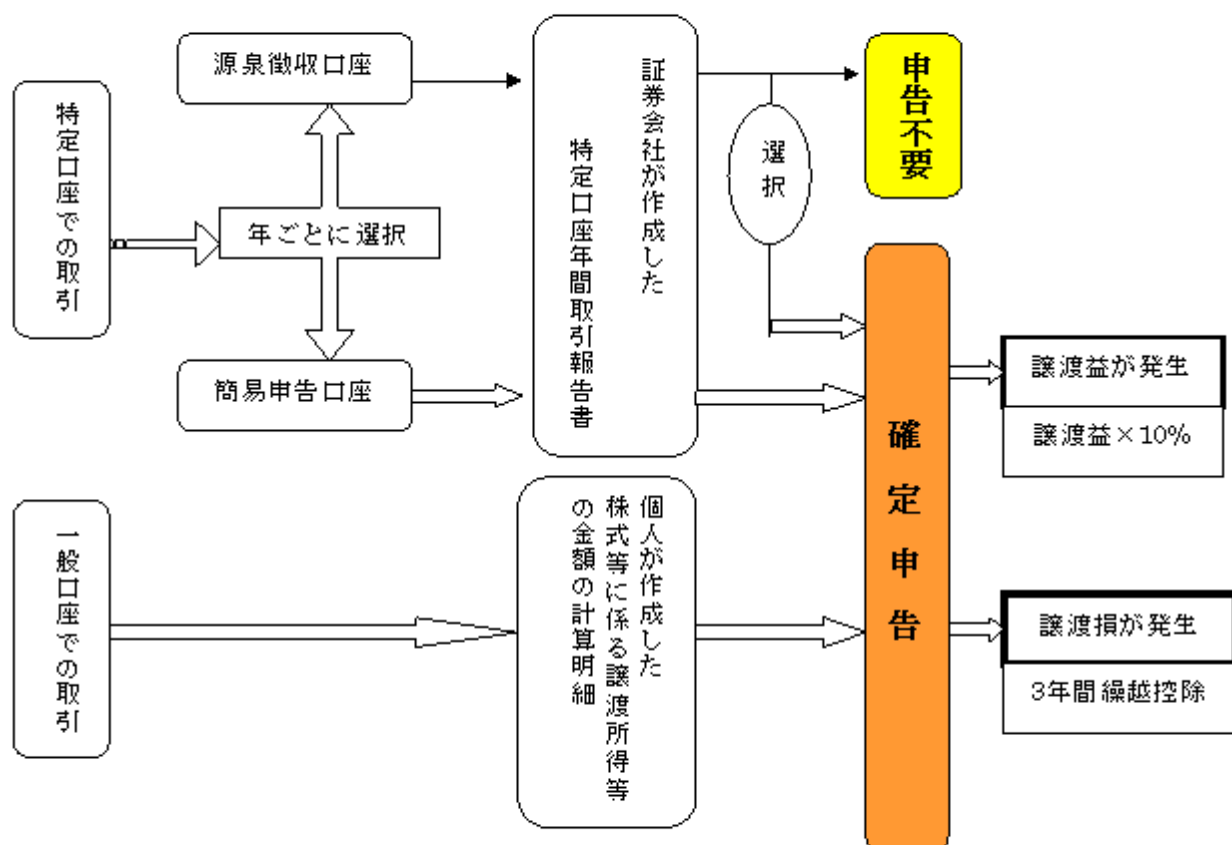
●簡易な申告

また選択により証券会社が作成した年間取引報告書をもとづいて確定申告することも可能です。年間取引報告書には、確定申告に必要な株式の譲渡について記載されており、申告書の作成が簡単になっています。

●損失の繰越控除

さて株の売却損が出た場合に、その年分の確定申告をすることによって他の株式の譲渡益と通算することができます。それでもなお控除しきれない金額は、翌年以後3年間繰越して株式の譲渡益と相殺することができます。

上場株式等の取引をされる方は、あらかじめ、どのような方法で取引するかを検討しておかなければならないということです。
(おぬき)



消費税改正 事例編

前回のふくろう通信の税制改正特集で消費税法改正の概要をお伝えしました。そこで今回は、2社の事例をもとに考えてみたいと思います。

1. 免税事業者から課税事業者へ ～ 飲食業を営むA社（3月決算）の場合 ～

- 改正点 消費税の納税義務が免除される範囲
基準期間の課税売上高3,000万円以下の者 → 1,000万円以下の者

納めるべき消費税は、基本的に、売上に対する消費税から仕入等に対する消費税を控除したものです。しかし、仕入等の内には人件費や租税公課、保険料といった支払時に消費税が課されていないものがあるため、全てが控除の対象となる訳ではありません。

・ A社の損益

項目	1	
売上高	2	
材料仕入高		
人件費		
家賃		
諸経費		
雑費		
その他		

本則課税の場合の税額

売上に対する税額

$$2,400\text{万円} \times 5 / 105 = 114\text{万円}$$

仕入等に対する税額

$$(\text{材料仕入高}980\text{万円} + \text{店舗家賃}240\text{万円} + \text{諸経費}100\text{万円}) \times 5 / 105 = 62\text{万円}$$

$$\text{差引税額} 114\text{万円} - 62\text{万円} = \underline{52\text{万円}}$$

A社はこれまで年間売上高が3,000万円以下であり消費税の納税義務は免除されていましたが、平成17年3月期以降は年間約52万円の消費税を負担することとなります。

次にA社が検討すべきなのは、簡易課税を選択するか否かです。簡易課税の場合仕入等に対する税額は、実際の仕入金額ではなくその売上の内容によって定められており、A社のような飲食店業では、売上の60%を仕入とみなして計算します（みなし仕入率といいます）。

$$\text{売上に対する税額}114\text{万円} - \text{仕入に対する税額}69\text{万円} (114\text{万円} \times 60\%) = \underline{45\text{万円}}$$



本則課税では約52万円、簡易課税を選択すると約45万円となり、A社では簡易課税が有利と考えられます。なお、簡易課税を選択するには平成16年3月末までに所轄税務署に届出が必要となりますので、早めに検討しておく必要があります。

2. 簡易課税から本則課税へ ～ 新聞販売店を営むB社（3月決算）の場合 ～

●改正 簡易課税を適用できる範囲

基準期間の課税売上高2億円以下の者 → 5,000万円以下の者

B社には大きく分けて3種類の売上があり、これまでは年間売上高が2億円以下であったため簡易課税が選択できました。しかし、17年3月期からは簡易課税は使えなくなります。税負担はどのように変わるのでしょうか。

・B社の損益

項 目		税		
売 上	新 聞 売 上 高	1億		
	折 込 収 入	€		
	卸 売 収 入			
	売 上 計	1億		
仕 入 等	新 聞 仕 入 高	€		
	人 件 費	€		
	店 舗 家 賃			
	社 宅 家 賃			
	減 価 償 却 費			
	その他経費（課税仕入）	€		

簡易課税の場合の税額

売上に対する税額 $18,300万円 \times 5 / 105 = 871万円$

仕入等に対する税額

(第1種300万円×90%+第2種12,000万円×80%+第5種6,000万円×50%) × 5/105 = 613万円

差引税額 $871万円 - 613万円 = \underline{258万円}$

本則課税の場合の税額

売上に対する税額 $18,300万円 \times 5 / 105 = 871万円$

仕入等に対する税額 $(6,600万円 + 600万円 + 2,000万円) \times 5 / 105 = 438万円$

差引税額 $871万円 - 438万円 = \underline{433万円}$

なんと、B社の納税負担は約175万円も増加することになります。

前述のA社とこのB社はいずれもこの改正により消費税負担が増大します。これがこれまで「益税」といわれていた部分で、今回の改正はこれを解消するためとも言われています。

もともと売上代金の中の預かり消費税を納めるだけとはいえ、中小企業経営においてこの税負担の増加は大きな問題です。 (なかのわたり)

ちょっと難解??
相続税のはなし

「小規模宅地」と「自社株」の特例

～利用状況で評価も変わる！～

I. 小規模宅地等の課税価額の計算の特例

相続税の計算において、相続財産の中に被相続人（亡くなった人）の自宅や事業用の土地がある場合に、一定の金額をその土地の価額から控除することができるという特例があります。

その土地が被相続人の生活の基盤になっていたことに配慮したもので、小規模宅地等の特例又は評価減と呼ばれています。

● 減額割合

一定の面積までの範囲で、その土地の評価額が80%あるいは50%相当減額されます。

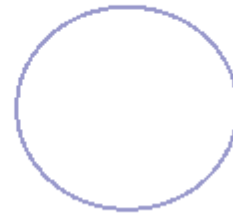
	相続開始時の状況		
ア	被相続人の事業用宅地等（特定事業用		
イ	被相続人の自宅の敷地等（特定居住用		
ウ	上記以外の宅地等（不動産貸付用地、		

● 特例を受けるための要件

- ① 相続開始の直前において、次のような宅地であること
 - ・ 亡くなった人の自宅または事業に使っていた宅地
 - ・ 亡くなった人と生計を一にする親族の自宅または事業に使っていた宅地
- ② 建物や構築物の敷地として使われていたこと・・更地では適用できない
- ③ 販売用の土地（棚卸資産）などでないこと
- ④ 上記ア～ウ以外に使っている部分がある場合にはア～ウの部分のみが対象
 - 1 棟の建物のうちに店舗・事務所・自宅がある場合には、自宅部分が特定居住用宅地等の要件に該当するときは、店舗・事務所の敷地も特例の対象となり、かつ、特定居住用宅地等に該当することになります。又、建物が共有や一部所有の場合にも全体に適用されます。
- ⑤ 一定の限度面積までの部分であること
 - 例えば自宅の敷地も事業用の土地も適用の対象になるような場合には、適用面積が上限を超えない範囲内で両方から評価減を行うことができます。
- ⑥ 相続税申告書の申告期限までに遺産の分割がされていること
 - 申告期限までに分割が決まらない場合には、他の要件を満たしていてもこの特例の適用は受けられません。



（次頁へ→）



● **実務においては非常に複雑・・・**

これらの要件の他にも、事業用であればその事業を継承したか、居住用であれば居住を継続しているか、あるいは、申告期限まで引続き保有しているか等のさまざまな要件が付されています。このため、減額割合やその土地の1㎡当りの評価額などからどの土地を特例の対象として選択するだけでなく、分割方法や土地の取得者との関係も考慮する必要があり、実務的にはかなり複雑になることもあります。

相続税の申告は税額がない場合には提出義務はありませんが、この小規模宅地等の減額の特例を使って税額がゼロとなる場合には、申告書の提出が必要となります。

II. 取引相場のない株式等に係る課税価格の計算の特例

非上場株式が相続財産の中にある場合に、一定の金額をその株式の価額から控除できる制度が平成14年より創設されていますが、さらに使いやすいものに改正されました。

これまではIの小規模宅地等の特例かこの取引相場のない株式等の特例のいずれかを選択しなければならず、限度額いっぱいまで特例を使うことができないというケースもありました。これが両方の制度を併用適用することができるようになりました。

● **概要及び改正点**

項目	改正前	
小規模宅地等の特例	1. 相続税評価額	

(注) 相続税評価額で算定します。

相続税対策としていろいろ方法が取り沙汰されていますが、どんな方の場合でも、まずはご自分の所有する財産や債務の全体像を把握しなければ始まりません。

さらに、どの土地や株式等にこれらの特例が使えるのか、要件を満たしていないのであれば、どうしたら要件を満たして特例が使えるようになるのかなどを生前に検討しておくことも一つの相続対策なのです。

まずは試算をしてみませんか？

(くみ子)

旅館の食事でスタート!

株式会社アムサイト 代表取締役 薬学博士 後藤光昭

相撲部屋(?)と言われた山下事務所今のブームは「健康」。体のスリム化を目指しております。そこで、今日は、バイオテクノロジーを駆使し、最先端の研究開発を行うバイオベンチャー 株式会社アムサイトの後藤先生に「食」について伺いました。

徳川家康は決して白米を食べようとせず、日常食は麦飯と、野菜、小魚のおかずの一汁一菜でした。今は飽食の時代、一汁一菜よりもう少し贅沢しようと欧米型の食事に偏りすぎています。一汁一菜とはいかないまでも、日本人であれば普通に出来る、ダイエット食品および健康食品である日本食に目を向けましょう。

特に、朝から旅館の食事でスタート、あの盛りだくさんの健康食品を朝から取り、夕方は一汁一菜を心がければ、あなたの健康に太鼓判が押されます。

日本人の食生活が大きく変わり、牛、ブタからの動物性脂肪の大量な摂取など、弊害としか言えない欧米型の食生活が蔓延しています。

一方、その欧米では日本食のバランスの良さに着目し、朝から旅館の食事でスタートする人たちも増えてきています。

つまり、

①ご飯 ②焼き魚 ③のりや昆布 ④みそ汁 ⑤卵 ⑥納豆 ⑦漬物

これら旅館の朝ご飯は、実にバランスのとれた食事であると言えます。

ご飯は、脳の活動に必要な糖분을補給してくれます。焼き魚は魚類による適度な脂肪分とタンパク質、昆布はミネラルやアルギン酸などダイエットに使われている天然繊維の宝庫、みそ汁に含まれる天然ミネラル、アミノ酸、発酵成分、卵によるタンパク質、コレステロール(本来は必要なもの)、納豆にはソウウキナーゼやポリグルタミン酸というバイオテクノロジーの分野で注目されている各種成分や良質なタンパク質、漬物によるビタミン、ミネラル、食物繊維。これら旅館の朝ご飯は、これらを非常に効率よく摂取できます。さらに旅館の朝食の他に、フルーツ入りのヨーグルトを取ればバッチリです。

健康食品ブームで、一つの成分を単離してアミノ酸ドリンクやビタミン剤などとして販売されていますが、日本食をバランスよく取れば、サプリメントを取る必要はありません。また、サプリメントはへたをすると「取りすぎ」でしまい、例えば、ビタミンAでは食欲不振・悪心・嘔吐・脱毛など、ビタミンDでは食欲不振・頭痛などの他に血液中のカルシウム濃度が高くなり腎臓や血管などにカルシウムが沈着したりします。このことは、アミノ酸でもしかりです。また、精製塩もよけいな金属を除いたNaCl(塩化ナトリウム)のみになっているため、Zn(亜鉛)やCa(カルシウム)、Mg(マグネシウム)が不足し、「切れやすい」「イライラする」子供が増える原因にもなっていると考えられています。理想的には粗塩を取りましょう。



かく言う私も焼き肉大好き人間なのですが、自戒も込めつつ日本食を旅館の朝食を取るように心がけたいと思います。



ディズニーランド

コウ
～通からのアドバイス～

株式会社黒川総合メディアセンターの経理担当 根岸恵子さんの二女 亜紗子さんは大のディズニーランド通。今回はそんな彼女からのディズニーランドの楽しみ方の提案です。今回は「ランド編」。ディズニシー編はまた別の機会にお楽しみを・・・。



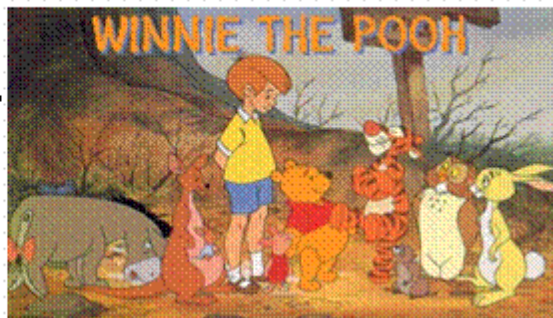
ディズニーランド。この大きなテーマパークを一日で回りきるのは大変です。今回はたくさんのお見所（アトラクション、美味しい食べ物、感動のパレード、かわいいお土産）の中からそれぞれのお勧めを一つずつ紹介したいと思います。

アトラクション

ファンタジーランドにある『プーさんのハニーハント』が一番のオススメです。このアトラクションはディズニーランド内では一番新しく、並んでいる間もあちこちに顔を出すプーさんのかわいらしさに癒されます。アトラクションの途中ではハチミツの甘～い匂いが漂ってくることも…。子供から大人まで年齢を問わず楽しめるアトラクションです。

食べ物

ディズニーランドといえば、いろいろなキャラクターが描かれたかわいいケースに入っているポップコーン！
ひも付きなので、首からかけて食べたいときに『パカッ』とふたを開けて食べられます。味は、塩・キャラメル・ハニーの三種類。キャラメルとハニーは売っている場所が限られるので要注意！キャラメルはトゥーンタウン、ハニーはプーさんのハニーハントの前で買うことができます。



パレード

「ディズニー・ドリームス・オン・パレード」(2004年4月11日まで)はシャボン玉が飛んだり、紙の星が舞ったりする豪華なパレードです。普段のパレードにはあまり出てこない『ダンボ』の登場も要チェックです！

最後にヒ・ト・コ・ト

夜のパレードを見た後のお店は非常に混みます。お土産はパレード前に買っておくのがベストです。

ゲッツ！！

「ふくろうファイル」はコミュニケーションファイルです♪



現在F×2で自計化を進められたお客様に、山下事務所より「ふくろうファイル」を配布しております。
今後、F×2等の情報はもちろん、事務所から皆様に役立つ情報をどんどん発信していきます。身近な情報源としてご活用ください。
このふくろう通信も一緒にファイルして下さい！

いんぷおめーしょん

この度、高岡宏行が当事務所から関連会社である株式会社財継プランナーに移籍し、代表取締役役に就任しました。当事務所と共に、顧問先の皆様方に多方面からのご支援をさせていただくための新たな事業展開を考えています。

また、これに伴いまして、当事務所内においても組織を再編しました。今後は所長代理の吉川と事業統括室の根本、杉山が中心となって、種々業務を遂行して参ります。
今後とも宜しくお願い致します。

所長代理	税理士	吉川	定延
事業統括室 室長	税理士	根本	東樹
次長	税理士	杉山	一紀

株式会社財継プランナー
代表取締役 高岡 宏行

品川区上大崎3-1-5
目黒駅東口ビル10階

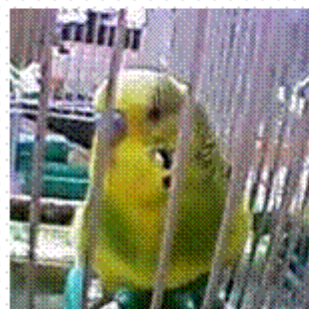
山下久康税理士事務所

電話 03-3441-3041

Fax 03-5421-7086

Email fukuro@tkenf.co.jp

編集後記



高橋家のアイドル ひーちゃん

今回は発行作業がヤケに辛く感じました。ここのところサポッていた習慣がなおりません。でも、これもふくろう通信を待っていてくださる人達がいると思えば・・・。

最近では顔の見えないコミュニケーションが社会問題化していますが、やはり相手と顔を合わせてこそそのコミュニケーション。

月に一度でも、いつまでも顔の見えるお付き合いが続いてゆくといいですね。
(でうし)